

# 法と経済学会・通常総会

日時：2009年7月5日（日）12:30～13:00

場所：熊本大学 文法棟 B2教室

## 次 第

1. 開 会

2. 議長選任

3. 審 議

第1号議案 2008年度事業報告

第2号議案 2008年度収支決算

第3号議案 会則の改定について

第4号議案 2009年度事業計画

第5号議案 2009年度収支予算

第6号議案 2009年度役員について

第7号議案 「法と経済学」司法試験選択科目化について

4. 事務連絡

5. 閉 会

## 資 料

資料1 第1号議案 2008年度事業報告

資料2 第2号議案 2008年度収支決算

資料3 第3号議案 会則の改定について

資料4 第4号議案 2009年度事業計画

資料5 第5号議案 2009年度収支予算

資料6 第6号議案 2009年度役員

資料7 第7号議案 「法と経済学」司法試験選択科目化について

## 第 1 号議案 2008 年度事業報告

## 【2008 年度の活動】

法と経済学会は、2008 年度通常総会(2008 年 7 月 6 日)において承認された事業計画に基づき、以下のような活動に取り組んできた。

## 1. 通常総会の開催

通常総会を 2008 年 7 月 6 日(日) 東京工業大学大岡山西 9 号館 W933 講義室(東京都目黒区)にて開催した。

(参加者 165 名 委任状含む)

## 【審議及び報告事項】

- 第 1 号議案 2007 年度事業報告
- 第 2 号議案 2007 年度収支決算
- 第 3 号議案 2008 年度事業計画
- 第 4 号議案 2008 年度収支予算
- 第 5 号議案 会則の改正について
- 第 6 号議案 2008 年度役員

議長として、2008 年度会長林田清明氏が選任された。

その上で、第 1 号議案から第 6 号議案まで、異議無く賛成多数で原案通り承認可決された。

## 2. 全国大会の開催

2008 年度(第 6 回)全国大会を 2008 年 7 月 5 日(土)～6 日(日)に東京工業大学大岡山西 9 号館(東京都目黒区)にて開催した。(延参加者 97 名)

(招待講演 1 題、会長講演 1 題、パネルディスカッション 1 題、一般研究発表 16 題)

## 3. 学術論文集『法と経済学研究(Law and Economics Review)』の査読

『法と経済学研究(Law and Economics Review)』の査読規定を改定した上で、投稿論文の査読を進め、第 4 巻 1 号(2009 年 2 月)を(論文 2 題、随想 1 題)を刊行した。

## 4. 法と経済学勉強会の開催

『法と経済学勉強会』として、下記の通り 4 回開催した。

2008 年 6 月 3 日(火)

『米国における不動産担保融資の実態』(講師：中川 雅之(日本大学))

2008 年 6 月 25 日(水)

『US Barbarians at the Japan Gate(黒船の再襲)』(講師：胥 鵬(法政大学))

2008 年 7 月 31 日(木)

『雇傭における差別禁止：経済学的アプローチと心理学的アプローチ』

(講師：飯田 高(成蹊大学))

2008 年 9 月 19 日(金)

『定時株主総会はなぜ 6 月開催なのか』(講師：田中 亘(東京大学))

## 5. 情報提供発信

学会ホームページの更新

適時、学会ホームページのコンテンツの更新を行い、会員への情報提供を行った。

主な更新内容：全国大会梗概集、関連行事の案内、会員名簿の電子出版、その他情報提供学術論文集『法と経済学研究(Law and Economics Review)』の論文受付、査読

6. 理事会等の開催

理事会を以下のとおり開催した。

2008年6月13日(金)	常務理事会	政策研究大学院大学
2008年7月6日(日)	常務理事会	東京工業大学大岡山西9号館
2008年7月6日(日)	理事会	東京工業大学大岡山西9号館
2009年6月12日(金)	常務理事会	政策研究大学院大学

7. 会員状況 (2009年3月31日現在)

正会員数 733名(内,一般:626名,学生:99名)

(参考2008年度末正会員数710名(内,一般:626名,学生:84名))

賛助会員数 2社(2口)

以上

第2号議案 法と経済学会 2008年度収支決算

自 2008年4月1日  
至 2009年3月31日

2008年度 法と経済学会 収支決算書

(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
会費収入	正会員会費収入	4,500,000	2,467,000	2,033,000
	賛助会員会費収入	150,000	30,000	120,000
	会員外参加費等	100,000	180,000	80,000
	会費未収金回収分	0	0	0
	会費未収金(口座振替)	0	0	0
寄付金収入	寄付金収入	40,000	0	40,000
雑収入	受取利息等	10,000	4,417	5,583
<b>当期収入合計 (a)</b>		4,800,000	2,681,417	2,118,583
<b>前期繰越収支差額</b>		652,657	652,657	0
<b>収入合計 (b)</b>		4,147,343	2,028,760	2,118,583

支出の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
管理費	人件費	2,000,000	2,024,300	24,300
	会議費	500,000	256,055	243,945
	旅費交通費	200,000	69,020	130,980
	通信運搬費	150,000	170,936	20,936
	消耗品費	50,000	33,170	16,830
	印刷費	50,000	84,000	34,000
	事業費	機関誌発行費	500,000	0
名簿発行費		10,000	0	10,000
研究会費		500,000	66,664	433,336
予備費	雑費(予備費)	187,343	130,314	57,029
<b>当期支出合計 (c)</b>		4,147,343	2,834,459	1,312,884

<b>当期収支差額 (a)-(c)</b>	652,657	153,042	-
<b>次期繰越収支差額 (b)-(c)</b>	0	805,699	-

監査報告

監査の結果、適正に処理されていることを確認いたしました。

2008年7月1日

監 事 印  
監 事 印

### 第3号議案 会則の改定について

【趣旨】

昨年度の会則改定により、会長任期を2年としたが、会長・副会長任期と理事・監事任期に不整合が生じてしまった。本年度は理事・監事の改選年度であるが、本年度に限り、理事・監事の任期を1年に変更し、会長・副会長任期と理事・監事任期の整合を図る。

【改定案（付則追加）】

（付則）

第5条 2009年度に選任された理事及び監事の任期は、第16条第2項の規定にかかわらず、1年とする。

【概要】

現在（昨年度改訂） 会長任期についての会則改定

- ・ 1名を会長、1名を副会長とする。（第13条3号）
- ・ 会長及び副会長の任期は2年とし、原則として、ともに再任を認めない。ただし、第28条の規則により、再任のための例外規定を設けることができる。（第16条1項）
- ・ 第16条1項の規定にかかわらず、2007年に新任された副会長の任期は3年とする。（経過措置）

運用

	2007年度	2008・2009年度	2010・2011年度	2012 -
会長	八代氏（経済）	林田氏（法律）	鈴村氏（経済）	
副会長	林田氏（法律）	鈴村氏（経済）	A氏（法律）	
副会長	鈴村氏（経済）		↑ 選挙で選任	
理事・監事	↑ 選挙で選任			

2005・2006年度 理事・監事	2007・2008年度 理事・監事	2009・2010年度 理事・監事	2011・2012年度 理事・監事
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

本年度改定案 2009年度理事の任期を1年とする会則改定

- ・ 第16条2項の規定にかかわらず、2009年に選任された理事・監事の任期は1年とする。（付則追加）

運用

	2007年度	2008・2009年度	2010・2011年度	2012 -
会長	八代氏（経済）	林田氏（法律）	鈴村氏（経済）	
副会長	林田氏（法律）	鈴村氏（経済）	A氏（法律）	
副会長	鈴村氏（経済）		↑ 選挙で選任	
理事・監事	↑ 選挙で選任			

2005・2006年度 理事・監事	2007・2008年度 理事・監事	2009年度 理事・監事	2010・2011年度 理事・監事	2012 -
----------------------	----------------------	-----------------	----------------------	--------

# 法と経済学会・会則（全文）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、法と経済学会（Japan Law and Economics Association）という。

（事務局）

第2条 本会は、事務所を東京都に置く。

（支部）

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 本会は、法と経済学に関する研究及び研究者相互の協力を促進するとともに、外国の関連学会との連携を図ることを目的とする。

（事業）

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究者の連絡及び協力促進
- (2) 研究会及び講演会の開催
- (3) 機関誌その他の図書の刊行
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 関連学会との連絡提携
- (6) 法と経済学に関する国際的な交流
- (7) 法と経済学に関する教育
- (8) 前各号のほか、本会の目的を達成するため理事会が適当と認める事業

## 第3章 会員

（会員の種別）

第6条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会した本会の事業を賛助する個人又は法人その他の団体
- (3) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で理事会の議決をもって推薦された個人

（入会）

第7条 会員になろうとする者は、正会員1名以上の紹介により入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、第28条の規則の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（資格の変更）

第9条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

（会員の権利）

第10条 会員は、本会が刊行する学会誌のその他刊行物の優先的配布を受けるほか、本会が主催する事業に参加することができる。

2 会長は、会員が会費を6か月以上滞納したときは、前項に定める会員の権利を停止することができる。

（会員の資格の喪失）

第11条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき

（除名）

第12条 会長は、会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

## 第4章 役員等

（役員）

第13条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 20名以上40名以内、内1名を会長、2名を副会長とする。
- (4) 監事 2名

（役員を選任）

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、会長及び副会長は理事となる。

- 2 会長及び副会長は、第28条の規則の定めるところにより、正会員の中から選任する。  
(役員職務)
- 第15条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して総会の権限にかかる事項以外の事項を決議し、執行するほか、常務理事若干名を互選し、これに常務の執行を委任することができる。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行うほか、理事会に出席することができる。ただし議決に加わらない。  
(役員任期)
- 第16条 会長及び副会長の任期は2年とし、原則として、ともに再任を認めない。ただし、第28条の規則により、再任のための例外規定を設けることができる。
- 2 理事及び監事の任期は2年とし、再任されることができる。
- 3 補欠又は増員により選任された役員は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。  
(役員解任)
- 第17条 会長は、役員に本会の役員としてふさわしくない行為があったとき又は特別の事情があるときは、理事会の議決を経て、総会の議決に基づきこれを解任することができる。  
(委員会)
- 第18条 本会は、会務の運営又は第5条各号に掲げる事業の遂行のために必要な委員会を設けることができる。
- 2 委員会の設置又は廃止は、理事会において決定する。
- 3 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。  
(事務局)
- 第19条 本会に、会務を処理するため事務局を設ける。

## 第5章 総会

(構成)

第20条 総会は、第6条第1号の正会員をもって構成する。

(招集)

第21条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 会長は、理事会が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上から請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

(議決事項)

第22条 総会では、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

(議決)

第23条 総会は、正会員現在数の5分の1以上が出席しなければ、開会することができない。

2 議決権の行使は、書面をもって、他の出席正会員に委任することができる。

3 前項による委任は出席とみなす。

## 第6章 会計

(経費の支弁)

第24条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 雑則

(会則の変更)

第26条 この会則を変更しようとするときは、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第27条 本会を解散する場合は、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(規則)

第28条 この会則の施行に必要な規則は、理事会が定める。

## 附則

(会計等に関する経過措置)

第1条 本会の設立当初の会計年度は、第25条の規定にかかわらず、2003年2月15日から2004年3月31日までとする。

(会員等に関する経過措置)

第2条 設立総会前に法と経済学会設立発起人会によって正会員及び賛助会員として認められた者は、第7条の規定にかかわらず、本会の設立と同時に、それぞれ正会員及び賛助会員になるものとする。

(役員等に関する経過措置)

第3条 本会の設立当初の役員及びその任期は、第14条第2項、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事(会長)	浜田	宏一(任期2004年3月31日まで)
理事(副会長)	森島	昭夫(任期2005年3月31日まで)
		(但し、副会長職は2004年3月31日まで)
理事(副会長)	八田	達夫(任期2005年3月31日まで)
理事	青木	昌彦(任期2005年3月31日まで)
理事	阿部	泰隆(任期2005年3月31日まで)
理事	安念	潤司(任期2005年3月31日まで)
理事	伊藤	秀史(任期2005年3月31日まで)
理事	井堀	利宏(任期2005年3月31日まで)
理事	岩崎	政明(任期2005年3月31日まで)
理事	宇佐美	誠(任期2005年3月31日まで)
理事	内田	貴(任期2005年3月31日まで)
理事	太田	勝造(任期2005年3月31日まで)
理事	落合	誠一(任期2005年3月31日まで)
理事	金本	良嗣(任期2005年3月31日まで)
理事	河上	正二(任期2005年3月31日まで)
理事	川濱	昇(任期2005年3月31日まで)
理事	神田	秀樹(任期2005年3月31日まで)
理事	岸本	哲也(任期2005年3月31日まで)
理事	久米	良昭(任期2005年3月31日まで)
理事	倉澤	資成(任期2005年3月31日まで)
理事	古城	誠(任期2005年3月31日まで)
理事	小林	秀之(任期2005年3月31日まで)
理事	鈴木	興太郎(任期2005年3月31日まで)
理事	田中	成明(任期2005年3月31日まで)
理事	棚瀬	孝雄(任期2005年3月31日まで)
理事	常木	淳(任期2005年3月31日まで)
理事	林田	清明(任期2005年3月31日まで)
理事	樋口	美雄(任期2005年3月31日まで)
理事	深尾	光洋(任期2005年3月31日まで)
理事	福井	秀夫(任期2005年3月31日まで)
理事	福島	隆司(任期2005年3月31日まで)
理事	細江	守紀(任期2005年3月31日まで)
理事	増井	良啓(任期2005年3月31日まで)
理事	松浦	好治(任期2005年3月31日まで)
理事	松村	敏弘(任期2005年3月31日まで)
理事	宮澤	節生(任期2005年3月31日まで)
理事	八代	尚宏(任期2005年3月31日まで)
理事	柳川	範之(任期2005年3月31日まで)
理事	矢野	誠(任期2005年3月31日まで)
理事	山崎	福寿(任期2005年3月31日まで)
監事	畠中	薫里(任期2005年3月31日まで)
監事	松浦	以津子(任期2005年3月31日まで)

(役員任期に関する経過措置)

第4条 2007年度に新任された副会長の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、3年とする。

第5条 2009年度に選任された理事及び監事の任期は、第16条第2項の規定にかかわらず、1年とする。



## 第4号議案 法と経済学会 2009年度事業計画

1. 全国大会、シンポジウム等の開催  
 会員相互の交流のため、2009年7月に全国大会（熊本大学）を開催するほか、適宜、シンポジウム、セミナー（法と経済学勉強会）等を開催する。
2. 機関誌の刊行  
 電子メディアの活用を図りつつ、学会誌「法と経済学会誌(ニュースレター)」を定期的に刊行する。  
 なお、会員のニーズを踏まえて、必要な場合には印刷発行を行う。
3. 法と経済学に関する学術研究の推進  
 学術論文の投稿・審査制度を運用し、機関誌「法と経済学研究 (Law and Economics Review)」に掲載するほか、研究会の設置等により、法と経済学に関する学術研究を推進する。

## 第5号議案 法と経済学会 2009年度収支予算書

自 2009年4月 1日  
 至 2010年3月 31日

### 2009年度 法と経済学会 予算書

(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	2009年度予算	前年度予算	増減
会費収入	正会員会費収入	4,500,000	4,500,000	0
	賛助会員会費収入	150,000	150,000	0
	会員外参加費等	100,000	100,000	0
寄付金収入	寄付金収入	40,000	40,000	0
雑収入	受取利息等	10,000	10,000	0
当期収入合計 (a)		4,800,000	4,800,000	0
前期繰越収支差額		805,699	652,657	153,042
収入合計 (b)		3,994,301	4,147,343	153,042

支出の部				
大科目	中科目	2009年度予算	前年度予算	増減
管理費	人件費	2,000,000	2,000,000	0
	会議費	500,000	500,000	0
	旅費交通費	200,000	200,000	0
	通信運搬費	150,000	150,000	0
	消耗品費	50,000	50,000	0
	印刷費	50,000	50,000	0
事業費	機関誌発行費	500,000	500,000	0
	名簿発行費	10,000	10,000	0
	研究会費	500,000	500,000	0
予備費	予備費	34,301	187,343	153,042
当期支出合計 (c)		3,994,301	4,147,343	153,042

当期収支差額 (a)-(c)	805,699	652,657	-
次繰越収支差額 (b)-(c)	0	0	-

第 6 号議案 2009 年度役員について

法と経済学会・2009 年度役員名簿

(2009 年 7 月 5 日現在、氏名 50 音順・敬称略)

理事・会長	林田 清明	北海道大学大学院法学研究科教授
理事・副会長	鈴木 輿太郎	早稲田大学政治経済学術院教授
理事	阿部 泰隆	中央大学総合政策学部教授
理事	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
理事	飯田 高	成蹊大学法学部准教授
理事	伊藤 秀史	一橋大学大学院商学研究科教授
理事	井堀 利宏	東京大学大学院経済学研究科教授
理事	岩崎 政明	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
理事	宇佐美 誠	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
理事	太田 勝造	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	落合 誠一	中央大学法科大学院教授
理事	加賀見 一彰	東洋大学経済学部准教授
理事	金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科教授
理事	河上 正二	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
理事	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	岸本 哲也	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
理事	久米 良昭	政策研究大学院大学教授
理事	倉澤 資成	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
理事	古城 誠	上智大学法学部教授
理事	小林 秀之	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
理事	清水 剛	東京大学大学院総合文化研究科准教授
理事	田中 亘	東京大学社会研究所准教授
理事	常木 淳	大阪大学社会経済研究所教授
理事	八田 達夫	政策研究大学院大学学長・教授
理事	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
理事	深尾 光洋	慶應義塾大学商学部教授
理事	福井 秀夫	政策研究大学院大学教授
理事	福島 隆司	政策研究大学院大学教授
理事	細江 守紀	熊本学園大学経済学部教授
理事	増井 良啓	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	松浦 好治	名古屋大学大学院法学研究科教授
理事	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
理事	松村 良之	千葉大学法経学部教授
理事	村松 幹二	駒澤大学経済学部准教授
理事	森島 昭夫	特定非営利活動法人日本気候政策センター(JCPC)理事長
理事	八代 尚宏	国際基督教大学教養学部教授
理事	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科准教授
理事	山崎 福壽	上智大学経済学部教授
理事	若杉 隆平	京都大学経済研究所教授
監事	畠中 薫里	政策研究大学院大学准教授
監事	松浦 以津子	南山大学法科大学院教授

## 第 7 号議案 「法と経済学」司法試験選択科目化について

## 「法と経済学」を司法試験の選択科目に

2009 年 7 月 5 日  
法と経済学会 総会決議

「法と経済学」を司法試験の選択科目とするべきである。

### 1. 法学としても確立

科目として範囲が明確化し、法解釈学においても、法と経済学が着実に定着し、体系化・標準化も進んでいる。

### 2. 法科大学院における法と経済学の開講講座数も着実に増大している

法と経済学を開講している法科大学院数は、2004 年度には 20 校であったが、2009 年度には 30 校（全国 77 校中の約 4 割）へと 1.5 倍に増大した。

### 3. 実務への貢献も高まりつつある

特に、会社法、独占禁止法、行政法、契約法、不法行為法などの分野では、学際的な法と経済学分析を踏まえて、判例、行政実務、民間の経営戦略などに法と経済学の知見が広く活用されつつある。

### 4. 法と経済学は、政府の選択科目見直し方針に整合する

法と経済学は、「今後の選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者の供給者の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟に検討する」（「規制改革推進のための 3 か年計画」2007 年 6 月 22 日閣議決定）という観点に合致する。法と経済学は上のように、実務的重要性、社会的有用性を増しつつある。また法と経済学は、実定法科目分野の違いを超えて普遍性、汎用性を有しているとともに、社会における法サービス需要の中で法と経済学が必要とされる場面も着実に増大しつつある。さらに、そうした法サービス需要に応える法と経済学的知見も、着実に蓄積されつつある。